

平成 23 年度
西宮市幼児期の教育・保育審議会

【審議経過】

(P 1 ~ P 3 5)

平成 24 年 6 月

平成 23 年度 西宮市幼児期の教育・保育審議会 審議経過
(目次)

1. 格差是正・こども支援部会 (P1 ~ P15)

2. 適正配置部会 (P16 ~ P35)

1. 格差是正・こども支援部会の報告について〈平成 23 年度の審議経過〉

(1) はじめに

平成 23 年度の「格差是正・こども支援部会」では、諮問 6 項目のうち、「1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」「4. 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について」「5. 特別支援教育・障害児保育のあり方について」「6. 行政組織・推進体制の一元化」の 4 項目について、今年度、計 6 回の部会を開催するとともに、審議会においても部会での整理を踏まえて議論を行ってきました。

諮問項目 1...幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割については、“子ども・子育て”環境の中で地域における子育て支援の充実を議論するとともに、幼保小の連携や研修制度のさらなる充実についても検討を行いました。

諮問項目 4...保護者負担の格差是正および公費投入のあり方については、認可外保育施設への支援として、待機児童対策としての認証制度以外の支援について、他市の状況や市内認可外保育施設からの要望事項等の調査・集約を行いました。

諮問項目 5...特別支援教育・障害児保育のあり方については、特別支援教育ワーキンググループで整理された課題に対して、「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築をめざして、短期と中・長期、継続に分けて検討を行い、段階的な取り組みの具体案や方向性をまとめました。

諮問項目 6...行政組織・推進体制の一元化については、国の子ども・子育て新システムの動向も見極めながら、各施設や保護者等へのアンケート調査における意見や近隣市・中核市の状況調査の結果をふまえ、本市における行政組織や推進体制について審議を行いました。

(2) 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)や幼保小の連携、研修制度について

地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)

平成 22 年度に実施した保護者アンケートの結果や日々目にする現状から、子どもが育つ環境についての検討が必要であるとして、望ましい子ども像と環境整備について検討してきました。

前提として、望むべき教育・保育を、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠し、本市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力をはぐくむ教育・保育とすることが共通理解されました。

幼稚園・保育所という教育・福祉の機関・施設での実現や、家庭や地域が実際に支援を企画実施するときの指針とすべきと考えます。具体的な内容については、以下のとおりです。

「放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる、子どもをとりまく環境のあり方について検討する」ことを目的として、幼稚園教育要領・保育所保育指針をもとにトピック(右表)を洗い出し、その中から、「豊かな自然環境にふれての遊び」に

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれての遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性、コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、健康増進
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信

格差是正・こども支援部会

これは、諮問項目「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」の中で、“地域における子育て支援の充実”を考えていくためのもので、外遊びにおいて自然と触れ合う遊びとそのための環境の開発・整備を、行政ではない NPO 等を中心に進めていく必要があります。

格差是正・こども支援部会

その取り組みとして、子どもたちが自然とふれ合いながら遊べる環境、大人が関与しなくても遊べる安全な環境、見守る保護者の意識の啓発等が必要になり、その際には、子ども中心の視点が最大限重視されるべきと考えます。なお、「豊かな自然環境にふれての遊び」について一定の整理ができたことから、次に検討するトピックを設定しています。

「豊かな自然環境にふれての遊び」は「環境」領域に中心をおいた遊びですが、他の領域やトピックとの関連も多くあると考えられることから、関連するトピック項目について吟味してみると(下表) ほぼ全領域にまたがるアプローチであったことが確認できます。

領域等	トピック	領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動	生命の保持	生活リズム、健康増進
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり		
環境	豊かな自然環境にふれての遊び	情緒の安定	自発性、探索意欲、 自分への自信
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる		
表現	社会性、コミュニケーションの基礎		

そこで、「豊かな自然環境にふれての遊び」との関連では網羅できなかったトピックとして、「健康」: 食生活、生活習慣、「言葉」: ふさわしい言葉、文化にふれる、「生命の保持」: 生活リズムを挙げ、これを発達の項目と養護の項目に整理し、トピックとして設定するとともに、以下のように関連する遊びやキーワード、取組例を洗い出し、検討してきました。(次年度に2つのトピックを検討予定)なお、4つのトピックについても、「豊かな自然環境にふれての遊び」と同様、他の領域やトピックと多くの点で関連すると考えられます。

食生活にかかる取り組み(第5回部会)

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を巻き込んだ啓発活動 ・体験を通じた食材や食事作りへの関心の喚起 ・一緒に食べることの楽しさを味わえるイベントや日常的な場の整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・外食が多い。ファストフードが増えている。 ・子どもだけで食べていて、家族と一緒に語らいながら食べる時間が減ってきている。
キーワード	食材、安全、孤食、お弁当、一緒に、食欲、給食、偏食、おやつ、クッキング、
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校などが中心となって「お弁当の日」を決める。その日は、子どもたちが保護者と一緒に弁当をつくって持ってきて食べる。幼児も、用意された食事を運んだり、片づけを手伝ったりしたりで参加していく。 ・象徴的な取り組みで、啓発していく。 ・在宅の子どもたちの食生活についての実態把握をして、働きかけていく。 ・在宅の親子と一緒に食事をつくったり食べたりする機会を設ける。 ・食や食につながる農業などに、保護者とともにかけられる機会を設ける。 ・保護者に対する働きかけが大事で、保護者がもっと根本的なところから見直せるような取り組みを地域や行政で行う。短期的に現れる成果ではなく、長期的に次世代を育てていくことに取り組む。 ・かつての家族が会話したり目を合わせたりしながら、家族の時間を共有して食べているような環境を取り戻す。 ・一緒に食事をするのが、人の気持ちをほぐすことになる。 ・障害のある子どもたちの教育・保育からも、食生活を楽しむことは、非常に大事な視点である。 ・年齢が上がっても崩れないような継続した取り組みが必要。 ・食材や調理の不安を軽減できる情報提供や啓発活動が必要。 ・具体的な望む姿や改善すべきところを示していくことが必要。
あそび	野菜の収穫、花や野菜の水やり、球根・野菜の苗植え、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、花のジュースづくり、色水遊び、染色遊び、造形遊び、粘土遊び、泥団子づくり、砂・土や水の感触遊び

ふさわしい言葉にかかる取り組み（第6回部会）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本やお話の世界が身近にあって、自然と触れられる環境の整備 ・本や言葉を大切にすることを、大人が見本として示していく
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭による差や、子ども個人の差が大きい。 ・小学校以降の本離れの要因を探る必要がある。
キーワード	絵本、図書館、素話、読み聞かせ、うそっこ、自主性、文字、聞く、やさしい、相手、リスト紹介
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お話のおもしろさを読み取れる子どもに。 ・図書館を幼稚園・保育所・家庭などがもっと活用できるように。 ・虚構の世界、うそこの世界、ファンタジーの世界に存分にひたれるように。 ・強制ではなく、本やお話が、周りに自然にある環境を整備する。 ・絵本の読み聞かせの充実とともに、素話の聞ける場を整備する。 ・子どもの自主性を尊重する。 ・豊かな日常体験と絵本の世界や言葉の獲得との関連に留意する。
あそび	絵本読み、カード遊び、正月遊び、小動物、ごっこ遊び、ままごと遊び

< 次回以降検討予定 >

文化にふれる取り組み

趣旨	伝統的な文化にふれたり、お話の世界に入り込んだりして子どもの取り巻く世界の拡充
あそび	正月遊び、鬼ごっこ、だるまさんがころんだ、雪遊び、縄遊び、はねつき、折り紙、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、染色遊び、野菜の収穫、造形遊び
キーワード	伝承遊び、童謡、異文化、絵本、行事、季節、言語化、地域、交流、アウトリーチ
取組例	体験を構成できる人材バンクや素材バンクなどの整備、伝統的な文化や異文化に特化した絵本広場や読み聞かせ機会の整備

生活習慣・生活リズムにかかる取り組み

趣旨	自分でできることを増やし、集団生活の一員であり主体者である習慣や技能の獲得
あそび	ままごと遊び、体操、小動物、花や野菜の水やり
キーワード	家庭、無理強い、自律、しつけ、聞く、座る、走る、あいさつ、片付け、自己責任、協働、感謝、手洗い、うがい、着替え、食事、排泄、集団生活
取組例	冊子作り、学習会、各機関の一体化や各機関の取り組みの整理、西宮市としての発達段階ごとの生活習慣の指標の作成とアピール

幼保小の連携、研修制度

幼保小の連携、研修制度については、本市では子どもの交流、教職員の交流・連絡体制等、先進的な取り組みにより、一定の成果を得るに至っていることから、残された課題は、教育課程編成・指導方法の工夫であり、学びの連続性を保障する一貫性のある保育計画(就学前側)・指導計画(小学校側)の整備に向けての工程作りが必要と考えます。

本市における連携カリキュラムの作成に向けて、1年生にかかわる小学校、就学前にかかわる公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所、民間保育所、児童福祉施設等が、策定・実施・改定の検討において、その構成員となって参加するとともに、カリキュラムに表しきれない部分についても、継続的に職員間の交流を進め、学びの連続性の保障に取り組むことが求められます。

なお、研修を合同で行うことをめざして、各機関が開催企画を立案するときに、自組織以外の参加の可能性について検討すること、また、自組織以外の参加を可とするときは、対象組織に連絡し、案内すること、そして、費用負担や資料代等については適宜協議することなど、研修制度については、子育て総合センターを中心に、参加対象を拡げる努力を続けていくことが必要です。

一方、連携については、幼児期に育てなければいけないことは何かをきちんと捉えたうえで、成長する過程で子どもが必要とされる力を身につけていくようなカリキュラムの作成等、幼保小が互いに努力し合うことが肝要ですが、カリキュラムありきではなく、連携のあり方等も含めて考えていくべきと思われます。

(3) 認可外保育施設への支援について

平成 23 年 4 月 1 日現在、市内には 58 の認可外保育施設があり、1,028 名の就学前児童が利用しています。市内の認可外保育施設は、大きく分けて、主に従業員のための「事業所内保育施設」、幼児教育を主体とする「プリスクール等」、それ以外の「その他認可外保育施設」に便宜上分類することができ、施設分類ごとの利用者数等については、下表のとおりとなっています。

西宮市内の認可外保育施設の状況（単位：箇所、人）

施設区分	施設数	利用者数			(参考)待機児童数
		0～2歳児	3～5歳児	合計	
事業所内保育施設	16	123	119	242	12
プリスクール等	6	122	226	348	1
その他認可外保育施設	36	277	161	438	107
合計	58	522	506	1,028	120

注)平成 23 年 4 月 1 日現在。(参考)待機児童数は、平成 22 年度中に施設を利用した待機児童の延人数。

また、一例として、阪急夙川駅周辺を中心にこれらの認可外保育施設が集中している地域について、利用者数や保育内容等についてまとめると、下表のとおりとなります。

認可外保育施設の集積地区における状況

項目	状況
属するブロック	大社1ブロック(H23.4.1 待機児童数 37 名、H33 推計待機児童数 345 名)
施設数	9 箇所 (H23.4.1 現在)、プリスクール等 4 箇所、その他認可外保育施設 5 箇所
利用児童数	246 名(同上) *平成 22 年度中に施設を利用した待機児童数(延人数):14 名
保育時間	各園とも 8:00～18:00 の間は実施。その他園によって早朝、夜間等あり。
保育内容・サービス内容	受験対策 2 箇所、英語学習 6 箇所 早朝(～7:30)保育 2 箇所、夜間(19:00～)保育:4 箇所、休日保育 2 箇所

いずれの施設も早朝の時間帯を除き、認可保育所に近い時間帯で利用することができる一方で、施設によっては早朝・夜間、休日の保育を実施したり、英語学習や受験対策が受講できるといった、独自の保育・サービスを提供しているという特徴があります。また、平成 22 年度の認可保育所の待機児童による、これら施設の利用状況は、ほぼ「その他認可外保育施設」に集中しています。

上記のとおり、本市における認可外保育施設の運営形態や保育内容は様々であり、利用者の利用目的もまた様々と考えられます。

当部会及び審議会において、西宮の子どもに対して必要な支援を検討するという観点から、他市における認可外保育施設に対する助成の状況や市内認可外保育施設からの要望事項等の調査・集約を行いました。

認可外保育施設をとりまく検討課題については、待機児童対策などを含む認可外保育施設の活用といった適正配置部会にまたがるものが存在します。

それらについて検討を行った結果、保育の質の向上や施設の基準に関する項目は、当部会において検討を行っていくこととなりました。

今後、支援のあり方について検討を行うにあたっては、保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準はどのようなものか、施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものは何か、という 2 つの視点に立って進めていくことが重要であると考えます。

(参考：他市における認可外保育施設に対する助成の状況)

自治体名	施設補助										利用者助成	多子減免	その他	施設あて	市独自の施設基準	
	初年度調弁	運営費等	延長・夜間等保育	修繕費	備品・教材購入	賠償責任等保険料	職員健診	児童健診	安全・衛生費	研修費						
旭川市	有										無					
函館市	有										無					
青森市	有										有					
盛岡市	無										無					
秋田市	有										有					
郡山市	有										有					
いわき市	有										無					
宇都宮市	有										無					
川越市	有										無					
船橋市	無										有					
柏市	有										有					
横須賀市	有										無					
富山市	有										無					
金沢市	有										無					
長野市	無										無					
岐阜市	有										無					
豊橋市	有										無					
岡崎市	無										無					
豊田市	有										無					
高槻市	有										無					
東大阪市	有										無					
姫路市	有										無					
奈良市	有										無					
和歌山市	有										無					
倉敷市	有										無					
福山市	有										無					
下関市	有										有					
高松市	有										有					
松山市	有										有					
高知市	有										有					
久留米市	有										有					
長崎市	有										有					
熊本市	有										有					
大分市	有										有					
大宮崎市	有										有					
鹿児島市	有										有					
前橋市	有										有					
大津市	有										有					
尼崎市	有										無					
神戸市	無										無					
芦屋市	無										無					
宝塚市	有										有					
明石市	有										有					
伊丹市	有										有					
川西市	有										有					
三田市	有										有					
全46市	32	3	20	10	2	11	9	15	15	7	7	11	7	3	3	8

(参考：認可外保育施設に対するアンケート調査結果より抜粋)

問 認可外保育施設を運営する上で、課題と感じておられること(3つまで回答可)	
<上位5項目と回答施設数の割合、自由記述内容を抜粋>	
施設の運営に関すること(経営、財務、職員の配置など) ・職員の確保、児童の確保	80.5%
設備の充実に関すること(改修、備品購入など) ・設備の維持管理 ・家具や玩具 ・トイレ、手洗い場、園庭等	65.9%
児童の処遇に関すること(健診、保育計画、保育上の安心・安全を図ることなど) ・児童の健康診断費用 ・保険の費用 ・異年齢保育の保育内容の充実	43.9%
多様なニーズに応じた保育の実施に関すること(休日保育など) ・人件費の問題、職員の配置 ・休日保育などのニーズ量の把握	26.8%
職員の育成に関すること(研修実施、資料の配布など) ・研修の実施 ・福利厚生 の充実	22.0%

(参考：認可外保育施設に対するアンケート調査結果より抜粋)

詳細分析 1 (施設定員の充足率別)

回答項目・施設定員の充足率	50%未満 (20施設)	50%～75% (12施設)	75%以上 (9施設)
施設の運営に関すること	95.0%	66.7%	66.7%
施設の充実に関すること	70.0%	50.0%	77.8%
児童の処遇に関すること	60.0%	25.0%	33.3%
職員の育成に関すること	10.0%	33.3%	33.3%
保育や児童についての各種相談に関すること	15.0%	8.3%	33.3%
多様なニーズに応じた保育の実施に関すること	15.0%	33.3%	44.4%
その他	5.0%		11.1%

詳細分析 2 (「仮に市が人員配置や施設の基準を満たすことを前提とした、待機児童の受け入れに対する助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください」の問いに対して「実施する」「基準や助成内容によって実施を検討する」と答えた施設)

回答項目・施設定員の充足率	50%未満 (16施設)	50%～75% (6施設)	75%以上 (6施設)
施設の運営に関すること	93.8%	50.0%	66.7%
施設の充実に関すること	68.8%	66.7%	83.3%
児童の処遇に関すること	56.3%	50.0%	33.3%
職員の育成に関すること	12.5%	50.0%	33.3%
保育や児童についての各種相談に関すること	18.9%	16.7%	33.3%
多様なニーズに応じた保育の実施に関すること	18.9%	50.0%	33.3%
その他	12.5%		16.7%

施設が課題としている事項は、待機児童対策に対する意向の有無に関わらず、施設定員に対する充足率により、およそ一定の傾向が表れている。

- ・「施設の運営に関すること」「児童の処遇に関すること」については、充足率が50%未満の施設において最も高い。
- ・充足率が75%以上の施設においては、「施設の充実に関すること」の回答率が最も高く、充足率が75%未満の施設と比較しても高い。

(4) 特別な支援を必要とする子どもの教育・保育について

～「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築をめざして～

1. 課題の整理

特別支援教育ワーキンググループで整理した下記の課題について、「短期」「中・長期」「継続」に分けて検討を行いました。

相談体制・施設の利用について

入園・入所決定などの体制について

職員体制や加配職員の配置、専門職等について

）加配職員の配置や職員体制について

）専門職等の指導・助言について

）人材育成や研修について

保育内容について

その他：発達障害やその傾向がある子どもへの対応

2. 基本的な考え方と審議の方向性

インクルージョンの理念に基づく教育・保育のあり方について、学校園においては、中央教育審議会で論点整理がなされ、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念とそれに向かっている方向性が示されており、その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされています。

幼稚園教育要領では「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」、特別支援学校幼稚部教育要領では「幼稚部では、家庭と連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し…（略）…生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない」とあります。

また、保育所では、児童福祉法第1条に述べられた「全ての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という基本的な考え方に基づき、心身に障害のある児童に関して、教育と福祉の立場からさまざまな配慮がなされてきました。

保育所保育指針では「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること」とあります。

これらのことを踏まえ、すべての子どもの幸せを願う視点に立って、本市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行いました。

これまでの取り組みについて

(特別支援教育)

理念の理解と意識改革

- 【成果】特殊教育(障害児教育)から特別支援教育に転換する過程で、教員への研修を実施し、特別支援教育の理念の理解が深まるとともに、教員の意識改革が進展しています。
- 【課題】発達障害に関する更なる理解と実践が必要であり、すべての教員で高めていくことが求められます。

実践の普及

- 【成果】発達障害の子ども達への対応を進めてきた過程で、子どもの実態を把握し、具体的な指導法までの理解が浸透するなど、小学校を中心とした実践が幼稚園(公立)にも普及しています。
- 【課題】指導内容の説明を教員や学校が明確な根拠を持ってできるよう「個別の指導計画」の作成と教員相互の共有が必要です。また、施設間・教員間の格差を是正するためには、現状を見つめ、望ましい支援のあり方や専門家の派遣、研修の実施等について検討する必要があります。

支援システムの構築

- 【成果】一人一人の教員の理解が進んでも、それを支えるシステムがなければ着実な実践は困難であることから、本市では、特別支援教育支援員や保育補助員制度、西宮専門家チームの派遣等の支援システムが構築されています。
- 【課題】教育、福祉、医療、保健等の関係機関が一体となった連携組織を構築し、ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備及び支援体制の構築が求められます。

(統合保育)

実践

- 【成果】1972年に厚生省(現・厚生労働省)通知として「心身障害児通園事業実施要綱」が出され、翌年、障害児保育が制度化への歩を開始することになりました。本市でも、1973年より心身に障害のある児童と障害のない児童を同じ場所で一緒に保育する統合保育をスタートさせ、現在に至っています。
- 【課題】様々な子どもの入所があり、個別の状況に応じた専門家の指導援助が必要です。低年齢化の一方で、0, 1, 2歳児クラスでの保育実践内容の共有が求められています。また、よりよい統合保育を実施するためのクラスの人数について研究が必要です。

支援体制

- 【成果】ケース研究会や実践研究会、自主ケース研究会、新任保育士への障害児保育体験研修などの研修会を実施しています。また、保育ルーム、家庭保育所で障害児保育研修会を実施。全ての認可保育所に保健師が巡回を行い状況の把握を行っています。
- 【課題】支援が必要な保育所へ専門家が定期的に巡回指導する体制作りが、喫緊の課題となっています。

3. 段階的な取り組みへの基本姿勢

幼稚園、保育所、就学前の福祉施設、行政等が相互連携し、短期的な課題に対しては、迅速に取り組めるよう共通理解を図っていく基本姿勢を持ち、課題解決に向けての検討や段階的な取り組みをめざすべきと考えます。

「短期」…次年度からでも実施可能であると考えられる取り組み

「中・長期」…課題解決に向けての検討が3年程度かかり、漸次実施していく必要があると考えられる取り組みのほか、国の動向を見据えながら、幼児期におけるインクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方を長期的に検討し、段階的に実施していくことが望ましいと考えられる取り組み

「継続」…今まで取り組んできたことを引き続き充実させる取り組み

ユニバーサル社会づくりで重要なことは、組織を超えて横につながり、生活者の視点から事業者や行政機関は縦割り意識を取り去って課題を受け止め、横断的に迅速に対処する仕組みづくりが求められています。また、「支え合いながら共に生きる」という精神を共有し、主体的に、できることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識が重要です。(兵庫県ユニバーサル社会づくりを進めるにあたっての基本視点より)

4. 段階的な取り組みの具体案・方向性

「短期」の取り組み

専門職等の指導・助言について

【課題】 現在は、各施設や機関がそれぞれで指導・助言体制を築いているため、体制の再構築が課題です。また、公立・私立、幼稚園・保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められています。

【具体案】 特別支援学校におけるセンター的機能を公立の学校園にとどまらず、地域支援として相談支援対象を私立の学校園や保育所、在家庭等にも広げ、県立の特別支援学校についても同様に要望していく必要があります。また、幅広い専門家等による指導・助言を受ける機会の充実について、巡回指導体制を整えていくことを目指すとともに、大学が多い本市の特性から、大学が持つ専門性や研究機能を活用し、大学教員の派遣等、相互連携するシステムの構築も検討していくべきと考えます。

* 中・長期的には、発達支援の中核施設である児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園において、各種専門職が地域の幼稚園や保育所等に出向く巡回・訪問型の相談支援（アウトリーチ）による相談・支援・指導などが必要と考えます。

格差是正・こども支援部会

特別支援学校におけるセンター的機能（地域支援）について

市立西宮養護学校

発達に課題のある幼児児童生徒が在籍する学校園等の要請に基づき教育相談を行ったり、特別支援教育に係る研修会等を企画実施したり、本市における特別支援教育の充実を図っています。

【支援内容】 来校式教育相談（日常生活や学校生活、発達、教材教具などに関すること）

【対応組織】 支援部...専任コーディネーター、自立活動担当者、臨床心理士、作業療法士等

第2コーディネーター...支援部を除く教職員すべて

県立芦屋特別支援学校...発達等で気になる幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民、教職員を対象に、保育や教育に関する全般的な教育相談を実施。

県立阪神特別支援学校...発達等で気になることがある幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民や地域の保育所・幼稚園・学校・福祉団体等の教職員を対象に、保育・教育・進路に関する全般的な相談を実施。

県立こばと聴覚特別支援学校...専任の教員がきこえと言葉に関する相談に個別に対応。

大学との連携について

市内10大学との地域連携・社会連携という観点から、大学交流センターを通じて、大学交流協議会とも講師・アドバイザー等の派遣や人材に関するリストの作成などについて、協議・調整していく必要があります。

人材育成や研修について

【課題】 引き続き、支援を必要とする子どもの保育に関する理念の周知、保育内容の充実に向けた研修を実施し、さらに、公立・私立、幼稚園・保育所が共通の理解や認識を深めていく必要があります。また、実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価・検証が求められています。

【具体案】 市教育委員会が主催する「特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育ネットワーク会議）」を必要に応じて私立幼稚園に案内したり、障害児保育担当の保育士にも参加を呼びかけるなど、連携した研修システムの検討が必要です。

また、建学の精神で培われた私立学校園の特別支援教育の実践や福祉で育まれた支援計画の作成等、ノウハウの相互交流も検討すべきと考えます。

なお、これからの教育・保育を担う若い世代の教員や保育士に、保育実践や保育内容を継承するため、実践記録の作成や研修の一層の充実を図ることが重要です。

* 中・長期的には、子育て総合センターが、児童発達支援センターと連携し、幼稚園・保育所での取り組みや実践の効果などの情報共有を行うとともに、研究・研修を通じ、幼稚園・保育所等への支援を行うことが必要と考えます。

特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育ネットワーク会議 について（案）

（趣旨）特別支援教育体制の構築にあたり、学校園内及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成を図る必要があります。

（対象）市立学校園及び希望する私立幼稚園の特別支援教育コーディネーター、希望する保育所の障害児担当保育士等

（内容例）「特別支援教育・校園内体制」「保護者に寄り添う支援とは」「就学前と義務教育との円滑な連携～みやっこファイルを活用して～」 「就学前機関及び小学校による実践発表及び交流」

（西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携）

教育・福祉・医療・子育て等諸機関がネットワークの構築を図るため、本研修について案内するとともに、「みやっこファイルの効果的な活用」「教育と福祉」に関する内容の研修も必要です。

西宮市地域自立支援協議会とは、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者（保護者や相談支援事業者、行政など）でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指す組織。

「中・長期」の取り組み

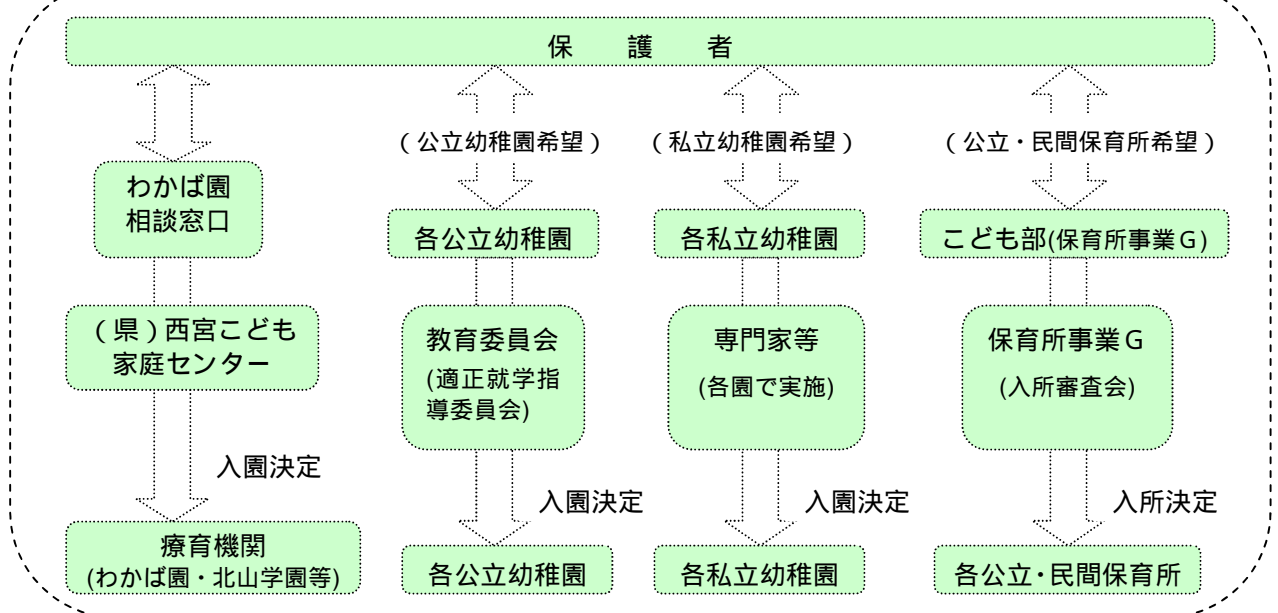
相談体制・施設の利用について

【課題】 相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、関係機関の相互連携の強化が課題です。子どもや保護者が適切な支援を受けられるようなコーディネート機能など、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立のため、中核的な役割を果たす、例えば、発達支援センターといった機関が必要と思われます。

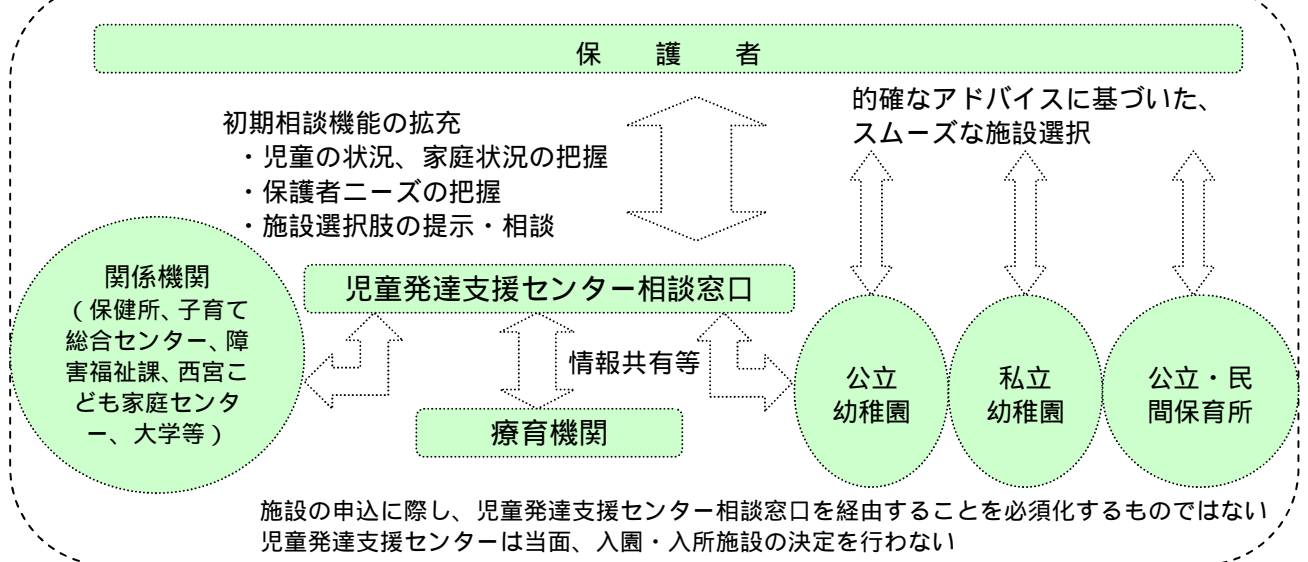
【方向性】 市内には県・市の相談窓口や病院、特別支援学校等の多くの相談機関が存在していることを踏まえ、児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園が中核的な機能を担う必要があります。

方向性としては、療育の内容や施設の利用につながるコーディネート機能を有する“特別な支援を必要とする子どもの乳幼児期からの総合的な相談窓口”として、他機関とのネットワークを構築する中で、初期相談を含めた施設選択の相談・支援体制を強化していくことが必要です。

【現状】 特別な支援を必要とする子どもの入園・入所に関する相談の流れ



【将来像】 相談窓口の構築イメージ



入園・入所決定などの体制について

【課題】 市全体で幼稚園や保育所の入園・入所を保障するために、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援の在り方について、各関係機関による、より一層の連携が必要です。

なお、医療的ケアの必要な子どもの入園・入所やその対応については、現在は、医師法上等からも教員や保育士が医療行為を行うことは原則禁じられているため、医療関係者の配置など、体制の整備に課題があります。

【方向性】 「加配職員の配置や職員体制について」の方向性も合わせて記載

市全体で就学前の子どもの入園・入所を保障していくための枠組みづくりについて、検討していく必要があります。

幼稚園における入園基準のあり方について意見交換を行うとともに、児童発達支援センター等と連携し、幼稚園・保育所の入園・入所判断のための共通尺度の作成についての検討が必要です。

入園・入所の希望に対して、例えば「専門機関相当」なのか、「支援(加配)相当」なのか、また、その子どもはどのような支援で集団における保育が可能となるのかなどの判断が求められますが、その際、統一した尺度のもとに、それぞれの立場に基づいた判断が行われるようにしていくことが必要です。

また、特に重度な障害のある子どもに対して、必要に応じて場を別にした保育を実施するのか、保育の場を統合して加配職員を配置したインクルージョンの保育を展開するのか、国の動向も踏まえた議論が求められています。

入園・入所後の支援体制として、加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けて整理を行い、年度途中の入園・入所システムや医療的ケアの必要な子どもへの対応についても、医療職の配置などを含めて検討を行うべきと考えます。現在公立幼稚園で行われている特別支援学校による巡回相談や西宮専門家チームの派遣に加え、児童発達支援センターによる巡回・訪問型の相談支援(アウトリーチ)の活用もあわせて検討していく必要があります。

「継続」の取り組み

発達障害やその傾向がある子どもへの対応について

【課題】 保育現場における実態把握や保育指導、専門機関との連携が重要であり、保育者が子どもの発達課題を的確に理解し、適切な保育を行えるよう、人員体制の充実とともに、専門家などによる指導や支援、保育現場における研修等の充実が求められます。

また、保護者が氾濫する情報に惑わされることのないよう、適切な情報提供など、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立など、その中核的役割を果たす機関が求められます。

【方向性】 早期対応が大切である発達障害についても、医学等の進歩により早期発見が可能となってきたことから、今後においては保護者との連携が大変重要です。

保護者の中には、幼稚園や保育所に入園・入所してはじめて気付いたり、気付い

ていてもなかなかそれを受入れることができない場合もあるので、相談・診断・療育等の関係機関の支援のもと、保護者の不安や疑問に丁寧に寄り添い、早期の気づきを促し、支援していく体制を整備する必要があります。

人員体制の充実については、文部科学省より特別支援教育支援員の配置・拡充の依頼がなされていることを踏まえ、今後、全公立幼稚園において、保育補助員制度をより発展させた形で特別支援教育支援員を配置するとともに、私立幼稚園への支援について、どのような助成が望ましいのか私立幼稚園を交えて検討し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の充実と、特別な支援を必要とする幼児の安定した入園・入所体制を整備すべきと考えます。

また、保育所では、民間・公立共に、長時間にわたる保育の中で、子どもの状況に応じたきめ細やかな支援を実施するため、加配人員の配置（現行では保育士1人に対し子ども1～5人）のあり方を研究し、配置する必要があります。

なお、認可外保育所に入所する特別な支援を必要とする子どもと認可外保育所への支援のあり方についても、検討が必要です。

保育内容について

【課題】 支援を必要とする子どもが、集団の中で生活するという経験を得ることで、社会性や豊かな人間性が培われる一方、自立のための基盤を培う個別の保育の必要もあります。子ども一人ひとりが、よりよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための保育内容や保育方法を検討していくことが必要です。

【方向性】 特別支援教育・保育の理念に基づき、特別な支援を必要とする子どもに対しても、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援を行う必要があります。障害の種類や程度に応じて、従来の特別支援教育・保育で培ってきた幼児期に行う共に生きる力の基礎を育成する保育の内容や方法について、維持・継承・発展させていくべきと考えます。

例えば、個別の「(教育)支援計画」「指導計画」を作成するなど、子どもの的確な実態把握と課題の明確化を図り、保育場面や日常の行動場面で、計画的・系統的な保育を展開できるよう、保護者や関係機関と連携していくことが重要です。

さらに、ライフステージを見通した適切な指導・支援をするためのツールとして「みやっこファイル」の活用を促進し、幼児の特性を科学的に共通理解して、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育をめざす必要があります。

「みやっこファイル」とは、保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。発達障害をはじめ支援の必要な子どもの情報を共有して把握することにより、子どもの成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルとして活用しています。

(5) 行政組織・推進体制の一元化について

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体とも幼稚園と保育所に代表されるように所管が違い、一体的な運用や施策展開が行えないという弊害は以前から指摘されてきました。

本市でも、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局というように所管の違い、いわゆる縦割りが存在します。今後、本市の子育て支援策を全市的な視点からトータルで進めていくためには、行政組織の形態にとらわれず事業を展開していく必要があります。

そうした中、本市では、平成19年度に健康福祉局内に「こども部」を新設するとともに、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を移管するなど、子育て支援に関する組織を一部統合しました。しかし、幼稚園部門は教育委員会に残り、幼稚園と保育所という大きな課題は残されたままとなっています。

一方、国では現在、「幼保一体化」の議論が進められており、「子ども・子育て新システム検討会議」において、「幼保一体化(こども園の創設)」「幼稚園教諭と保育士資格の統合」「幼稚園教育要領と保育所保育指針の一元化」「財源の一本化」「国の政策立案や執行組織の一元化」などの案が示されたところであり、こうした国の動向も見極めながら、本市の行政組織や推進体制について検討していく必要があります。

(参考：それぞれの組織における所管一覧)

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所) ＜児童福祉・母子保健・障害福祉＞	教育委員会(学校教育部、社会教育部) ＜学校教育・家庭教育・社会教育＞
保育所全般(設置・運営・許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園)
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校・中学校(義務教育全般)
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館・図書館(社会教育)、青少年育成施策
家庭児童相談(児童虐待関連)、母子家庭・DV相談	教育相談、適応指導
わかば園等(肢体不自由児施設・療育)障害福祉	特別支援教育
子ども手当	スポーツ振興
母子保健・地域保健【保健所】	

私立幼稚園についての許認可・指導監査等は県の所管

(参考：各施設や保護者等へのアンケート調査における主な意見)

組織の統一について

利用する保護者からすれば、組織が分かれているのは、ややこしい。西宮の子どもをどのように幸せにしていくかを考えたときには、教育委員会と福祉部局が一緒になって考えていくのがよい。

子どもたちのことを第一に考え、隔たりなく総合的に子どもの事を考えていく、柔軟な別組織があってもよいのではないか。

組織はそのままよい。子どもの育つ環境が異なるので、それぞれにふさわしい保育がなされることが大切。

関連機関が情報を共有し、調整を図りながら、総合判断していくことは必要。子どもを預かる同じ現場として、しっかりと子どもの将来を見据えた方向性をきっちりと打ち出してもらうべきである。

本市における推進体制の一元化に関する基本的な考え方としては、「子ども・子育て新システム検討会議」で示された国における所管の在り方に関する考え方に留意しつつ、市の独自性も打ち出せる方向で、新システムを一元的に推進する組織体制の整備に向けて検討していくべきと考えます。

(6) 次年度に向けて

次年度はまず、認可外保育施設への支援について、助成や保育の質の向上のための考え方・基準の検討を当部会で行い、それを受けて適正配置の観点からの制度の検討を適正配置部会で行っていく必要があります。

また、保育所の保育士配置基準や公立幼稚園の新たな体制作りなどの公費投入のあり方や地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)についても引き続き検討していく必要があり、国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえた幼保一体化の進め方の検討と合わせて、さらに議論を進めていく必要があると考えます。

平成 24 年度格差是正・こども支援部会の審議テーマ(案)

1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について【諮問1】
 - ・子ども・子育て環境について
2. 保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について【諮問4】
 - ・認可外保育施設等への支援について
 - ・公費投入のあり方について(保育士配置基準、公立幼稚園の新たな体制作り等)
3. 行政組織・推進体制の一元化について【諮問6】
 - ・幼保一体化の進め方について

1 . 適正配置部会の報告について < 平成 23 年度の審議経過 >

(1) はじめに

平成 23 年度の「適正配置部会」では、諮問項目 6 項目のうち、次の 3 項目について 6 回にわたって部会を開催するとともに審議会においても部会での整理を踏まえて、議論を行ってきました。部会内での審議経過を、諮問項目ごとに整理したものは次のとおりです。

諮問項目 1・・・幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割については、幼稚園・保育所・小学校の連携や、私立・民間と公立、保育所と幼稚園の協働、連携による取り組みなどについて審議しました。

諮問項目 2・・・地域における保育サービスの提供（地域バランス・適正配置）については、市域を幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大・中・小の 3 つのレベルでブロックを設定し、各地域における必要な機能及び施設の適正配置などの計画策定には、検討課題に応じたブロック分けを用いることとしました。

諮問項目 3・・・保育所の待機児童解消に向けた方策については、新たな施設整備だけでなく、幼稚園などの既存施設の活用を図るとともに、私立幼稚園の認定こども園あるいは総合こども園への移行も視野に入れた配置の検討を行う必要がある。また、検討の際には、市全体の保育の質の向上を目指していく必要性が非常に高いとの認識に立ち、適正配置を踏まえた方策について引き続き検討していくことを確認しました。

(2) 西宮市における幼児期の教育・保育のあり方（諮問項目 1）

西宮市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれた文教住宅都市として発展してきましたが、このような都市環境のなかで、多くの幼稚園・保育所が、子どもの教育・保育に携わってきた歴史があります。

戦後、特にベビーブームなどの時期には、幼稚園の教育に対するニーズが急増しましたが、私立幼稚園が先導する形で教育の充実と機会の拡大が行われてきました。現在も公立と私立が共存しながらさまざまな取り組みが行われています。

また保育所については、近年の保育需要が量的な面での増加だけでなく、内容的にも多様化してきており、延長保育や一時保育、病児保育といった保育については、民間保育所が率先する形で取り組みがされてきました。

【幼稚園・保育所の現状等】

	私立幼稚園	公立幼稚園	民間保育所	公立保育所
利用児童数 (H23年度当初)	7,858人	1,485人	2,759人	2,529人
保育所機能(0~5歳児の長時間保育機能:8時間原則)	預かり保育 通常保育終了後、および長期休暇時等。在園児(3歳児~)対象で実施。	-	通常保育 延長保育 (最長~20時) 産休あけ保育 給食	通常保育 延長保育 (最長~19時) 産休あけ保育 給食
幼稚園機能(3~5歳児の短時間保育機能:4時間原則)	3年保育 満3歳児保育実施園もある。 給食 バス送迎	2年保育 4歳児は1園につき1学級。	-	-
地域の子育て支援機能	一時預かり(保育) 園庭開放 子育て相談 小学生の居場所 など	園庭開放 子育て相談 など	一時預かり(保育) 病児保育事業 子育てサークル 支援 園庭開放 子育て相談 など	園庭開放 子育て相談 など

このように、これまで幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきました。これまで蓄積してきた知見、環境などを生かしつつ、将来に向けて公と私、幼稚園と保育所がともに協働しながら、西宮市の幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいく必要があります。

なお、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を發揮していくとともに、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対する協働、連携を前提としつつ、具体的な公的責任のあり方についても、検討していく必要があるのではないかとこの意見がありました。

今後、幼児期の教育・保育についての将来像に向けて、考え方を整理していく必要があります。

適正配置部会

(3) 適正配置の考え方(諮問項目2・3)

幼児期の教育・保育において、施設の適正配置を考えていく上で重要になるのは、どのような機能が必要であるのか、また、その機能をどのように配置していくのかということです。

現在、施設数や定員、待機児童の現状や将来推計、地域ごとにニーズや必要な機能も一定ではない状況を踏まえつつ、今後の適正配置の方向性を示すために、地域に必要な子育てに係る機能、市域を地域ブロックに分け、公立幼稚園・公立保育所の適正配置に向けた考え方について、幼保一体型施設について、認可外保育施設について、を審議しました。

地域に必要な子育てに係る機能

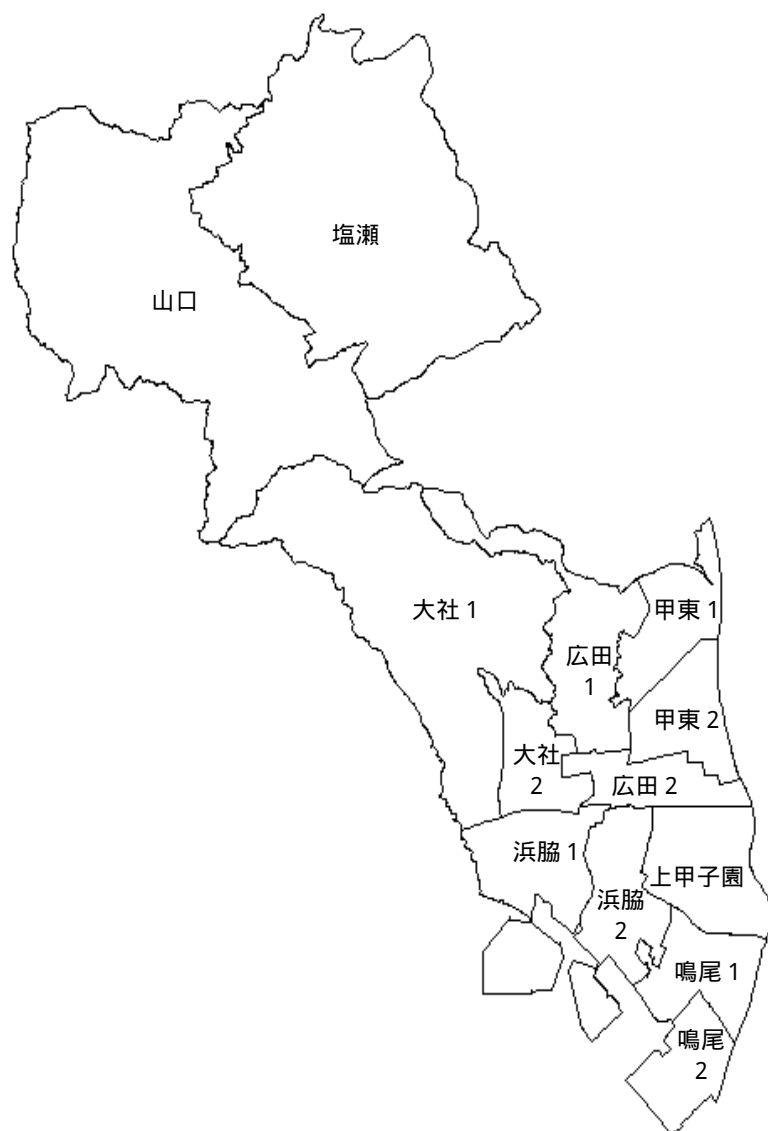
今後適正配置の計画を策定していくにあたっては、本市の幼稚園・保育所における歴史を尊重し、公・私がいかに協働していくかという視点に立って検討を行うことが重要であると考えます。なお、「公的機能」「幼児教育に関する研修・研究機能」について内容を具体化する必要があり、特に「公的機能」については公立施設の機能と混同されてしまうので、「私立と公立との協働を踏まえた公的な機能」という意味も含め、再検討が必要であるといった意見が出されており、今後さらに整理していく必要があります。

機能	現状と課題	考え方
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。また、公立幼稚園の機能をどう位置付けるのかを別途検討していく必要がある。	・地域偏在の解消についても検討する。
地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備する。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指していく必要がある。	・中核施設：1か所(子育て総合センター) ・地域子育て支援拠点事業：少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)中核施設以外に、地域の発達支援機能の充実のため、拠点となるランチを2か所程度設置することを検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。	・中核施設：1か所(児童発達支援センター) ・ランチ：2か所程度の設置を検討する。
公的機能	就学前教育の保障の観点から、私立と公立の連携・協働のもと、公的機能の整備を図っていく必要がある。	・私立と公立の連携・協働による充実及び幼児期の教育・保育の保障を図る。
幼児教育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1か所とする。研修の一体化、保育内容や幼保連携などに関する調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。幼・保・小連携などによる研修や保育研究などについては幼・保・小連携ブロックごとに基幹園の必要性を検討する。	・中核施設：1か所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携などによる研修や研究などはブロックごとに基幹園の必要性を検討。

ブロック分け

市内を幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックに基づく大（3ブロック）・中（8ブロック）・小（13ブロック）の3つのレベルでブロック分けを行い、検討課題に応じたブロック分けを用いて検討を行うこととしています。

ここでは、小ブロックの地図および小学校区の対比表を示します。



小ブロック	小学校区
浜脇1	浜脇
	西宮浜
	香榎園
浜脇2	用海
	津門
	今津
鳴尾1	南甲子園
	鳴尾
	甲子園浜
鳴尾2	鳴尾東
	高須
上甲子園	高須西
	上甲子園
	春風
	鳴尾北
大社1	小松
	夙川
	北夙川
	苦楽園
大社2	甲陽園
	安井
	大社
廣田1	神原
	廣田
	上ヶ原
廣田2	上ヶ原南
	平木
	瓦木
甲東1	深津
	甲東
	段上
甲東2	段上西
	樋ノ口
	高木
山口	瓦林
	山口
塩瀬	北六甲台
	名塩
	東山台
	生瀬

〔大ブロック〕は、市内の南部地域を JR あるいは国道 2 号で以北と以南に分けた 2 ブロック、北部地域を 1 ブロックとし、計 3 ブロックとします。

〔中ブロック〕は、南部の大ブロックを浜脇、鳴尾、上甲子園、大社、廣田、甲東の 6 ブロック、北部の大ブロックを山口、塩瀬の 2 ブロックとし、計 8 ブロックとします。

〔小ブロック〕は、南部の中ブロックを更に 11 ブロックとし、北部の中ブロック 2 ブロックをそのまま合わせて計 13 ブロックとします。

適正配置部会

【ブロック別の就学前児童、保育需要とその将来予測、施設定員】

<表の見方>

1. 保育需要... H22は保育所利用者で該当ブロックに住んでいる人数
H33は、H33の児童数 × H33保育需要率 (H22保育需要率+増減率)
2. 待機児童数... H22は、実際の待機児童数。
H33は、保育需要- 保育所定員
3. 保育所... H22は、該当ブロックに属している園の定員
H33は、H22の定員 + 整備計画に上がっている定員
4. 幼稚園... 該当ブロックに属している園の認可定員
5. 合計: 保育所(その他)... 整備計画に上がっているが地域が特定されていないもの(5か所)
6. 施設数: 子育て拠点... 地域子育て支援拠点事業の実施箇所数
(H23.4月現在、子育て総合センター、児童館・児童センター、大学の13箇所で実施)

ブ ロ ッ ク	就学前児童							施設数				
	居場所	H22年			H33年			幼稚園	公立	私立	H22	H33
		0~2歳児	3~5歳児	合計	0~2歳児	3~5歳児	合計					
浜 脇 1	就学前児童	1,685	1,742	3,427	1,239	1,276	2,515	幼稚園	公立	2	2	
	保育需要	272	412	684	382	441	823		私立	2	2	
	待機児童数	45	24	69	105	98	203	保育所	公立	4	4	
	保育所	193	307	500	277	343	620		私立	3	6	
	幼稚園	-	980	980	-	980	980	計	11	14		
	合計(施設定員)	193	1,287	1,480	277	1,323	1,600	認可外	12			
	認可外(定員)	-	-	278	-	-	278	子育て拠点	1			
浜 脇 2	就学前児童	1,083	1,069	2,152	924	941	1,865	幼稚園	公立	2	2	
	保育需要	195	294	489	291	356	647		私立	3	3	
	待機児童数	16	9	25	103	64	167	保育所	公立	3	3	
	保育所	143	217	360	188	292	480		私立	2	4	
	幼稚園	-	700	700	-	700	700	計	10	12		
	合計(施設定員)	143	917	1,060	188	992	1,180	認可外	3			
	認可外(定員)	-	-	93	-	-	93	子育て拠点	1			
鳴 尾 1	就学前児童	940	949	1,889	567	577	1,144	幼稚園	公立	2	2	
	保育需要	158	211	369	172	184	356		私立	4	4	
	待機児童数	14	2	16	5	-94	-89	保育所	公立	3	3	
	保育所	167	278	445	167	278	445		私立	2	2	
	幼稚園	-	1,430	1,430	-	1,430	1,430	計	11	11		
	合計(施設定員)	167	1,708	1,875	167	1,708	1,875	認可外	5			
	認可外(定員)	-	-	81	-	-	81	子育て拠点	2			
鳴 尾 2	就学前児童	535	479	1,014	377	372	749	幼稚園	公立	1	1	
	保育需要	101	192	293	123	184	307		私立	1	1	
	待機児童数	10	0	10	32	35	67	保育所	公立	2	2	
	保育所	91	149	240	91	149	240		私立	1	1	
	幼稚園	-	620	620	-	620	620	計	5	5		
	合計(施設定員)	91	769	860	91	769	860	認可外	0			
	認可外(定員)	-	-	0	-	-	0	子育て拠点	1			

ブロック	就学前児童							施設数			
	居場所	H22年			H33年			H22	H33		
		0~2歳児	3~5歳児	合計	0~2歳児	3~5歳児	合計				
上甲子園	就学前児童	1,731	1,651	3,382	1,352	1,456	2,808	幼稚園	公立	3	3
	保育需要	253	364	617	376	459	835	幼稚園	私立	6	6
	待機児童数	21	0	21	109	26	135	保育所	公立	4	4
	保育所	219	361	580	267	433	700	保育所	私立	1	2
	幼稚園	-	1,540	1,540	-	1,540	1,540	計		14	15
	合計(施設定員)	219	1,901	2,120	267	1,973	2,240	認可外		10	
	認可外(定員)	-	-	227	-	-	227	子育て拠点		0	
大社1	就学前児童	1,573	1,637	3,210	1,134	1,321	2,455	幼稚園	公立	2	2
	保育需要	145	227	372	261	313	574	幼稚園	私立	3	3
	待機児童数	28	5	33	171	174	345	保育所	公立	1	1
	保育所	53	97	150	90	139	229	保育所	私立	1	2
	幼稚園	-	940	940	-	940	940	計		7	8
	合計(施設定員)	53	1,037	1,090	90	1,079	1,169	認可外		11	
	認可外(定員)	-	-	444	-	-	444	子育て拠点		1	
大社2	就学前児童	1,089	1,008	2,097	720	699	1,419	幼稚園	公立	2	2
	保育需要	184	209	393	221	215	436	幼稚園	私立	4	4
	待機児童数	20	5	25	3	-127	-124	保育所	公立	1	1
	保育所	218	342	560	218	342	560	保育所	私立	6	6
	幼稚園	-	1,097	1,097	-	1,097	1,097	計		13	13
	合計(施設定員)	218	1,439	1,657	218	1,439	1,657	認可外		7	
	認可外(定員)	-	-	65	-	-	65	子育て拠点		2	
広田1	就学前児童	1,042	1,116	2,158	698	787	1,485	幼稚園	公立	1	1
	保育需要	169	227	396	212	238	450	幼稚園	私立	4	4
	待機児童数	23	4	27	114	66	180	保育所	公立	1	1
	保育所	98	172	270	98	172	270	保育所	私立	2	2
	幼稚園	-	935	935	-	935	935	計		8	8
	合計(施設定員)	98	1,107	1,205	98	1,107	1,205	認可外		1	
	認可外(定員)	-	-	5	-	-	5	子育て拠点		1	
広田2	就学前児童	950	775	1,725	706	616	1,322	幼稚園	公立	1	1
	保育需要	143	183	326	205	206	411	幼稚園	私立	3	3
	待機児童数	19	2	21	6	-105	-99	保育所	公立	3	3
	保育所	163	257	420	199	311	510	保育所	私立	2	3
	幼稚園	-	540	540	-	540	540	計		9	10
	合計(施設定員)	163	797	960	199	851	1,050	認可外		6	
	認可外(定員)	-	-	300	-	-	300	子育て拠点		1	

適正配置部会

ブロック	就学前児童						施設数			
	居場所	H22年			H33年			H22	H33	
		0~2歳児	3~5歳児	合計	0~2歳児	3~5歳児	合計			
甲東1	就学前児童	1,118	1,162	2,280	740	747	1,487	幼稚園 公立	1	1
	保育需要	144	233	377	197	223	420	私立	4	4
	待機児童数	19	4	23	2	13	15	保育所 公立	0	0
	保育所	135	210	345	195	210	405	私立	4	5
	幼稚園	-	1,030	1,030	-	1,030	1,030	計	9	10
	合計(施設定員)	135	1,240	1,375	195	1,240	1,435	認可外	4	
	認可外(定員)	-	-	110	-	-	110	子育て拠点	1	
甲東2	就学前児童	1,435	1,493	2,928	883	938	1,821	幼稚園 公立	1	1
	保育需要	194	262	456	239	257	496	私立	4	4
	待機児童数	23	5	28	92	74	166	保育所 公立	1	1
	保育所	147	183	330	147	183	330	私立	3	3
	幼稚園	-	1,075	1,075	-	1,075	1,075	計	9	9
	合計(施設定員)	147	1,258	1,405	147	1,258	1,405	認可外	7	
	認可外(定員)	-	-	96	-	-	96	子育て拠点	0	
山口	就学前児童	414	464	878	355	399	754	幼稚園 公立	1	1
	保育需要	63	107	170	103	130	233	私立	1	1
	待機児童数	7	0	7	46	17	63	保育所 公立	0	0
	保育所	57	113	170	57	113	170	私立	2	2
	幼稚園	-	405	405	-	405	405	計	4	4
	合計(施設定員)	57	518	575	57	518	575	認可外	2	
	認可外(定員)	-	-	36	-	-	36	子育て拠点	1	
塩瀬	就学前児童	731	874	1,605	490	601	1,091	幼稚園 公立	2	2
	保育需要	78	105	183	114	129	243	私立	1	1
	待機児童数	5	0	5	54	39	93	保育所 公立	0	0
	保育所	60	90	150	60	90	150	私立	3	3
	幼稚園	-	645	645	-	645	645	計	6	6
	合計(施設定員)	60	735	795	60	735	795	認可外	3	
	認可外(定員)	-	-	83	-	-	83	子育て拠点	1	
合計	就学前児童	14,326	14,419	28,745	10,185	10,730	20,915		H22	H33
	保育需要	2,099	3,026	5,125	2,896	3,335	6,231	幼稚園 公立	21	21
	待機児童数	250	60	310	644	58	702	私立	40	40
	保育所	1,744	2,776	4,520	2,054	3,055	5,109	保育所 公立	23	23
	保育所(その他)	-	-	-	198	222	420	私立	32	46
	幼稚園	-	11,937	11,937	-	11,937	11,937	計	116	130
	合計(施設定員)	1,744	14,713	16,457	2,252	15,214	17,466	認可外	71	
	認可外(定員)	-	-	1,818	-	-	1,818	子育て拠点	13	

公立幼稚園・公立保育所の適正配置に向けた考え方について

地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、小ブロックごとに公立幼稚園と公立保育所について、目的を明確にして、原則、下記の配置を基本として検討を行っていくことになりました。

適正配置に向けた基本的な考え方																			
公立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園については、当面、ブロック毎に原則 1 箇所の配置を考えていく。 園児数の推移やブロック毎の状況などを踏まえ、保育所等への転用などの検討を行う。 <p>< 地域の状況に応じた検討の方向性 ></p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">H33 における就学前児童等の状況</th> <th rowspan="2">検討の方向性</th> </tr> <tr> <th>3～5 歳の児童数と施設定員の状況</th> <th>待機児童の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほぼ同じ</td> <td>存在する</td> <td>保育所等への転用</td> </tr> <tr> <td>児童数が多い (施設数が不足)</td> <td>多い</td> <td>重点的に保育所等整備</td> </tr> <tr> <td>児童数が少ない (施設数が過剰)</td> <td>存在する</td> <td>保育所等への転用</td> </tr> <tr> <td>児童数が少ない (施設数が過剰)</td> <td>少ない</td> <td>統廃合</td> </tr> </tbody> </table>		H33 における就学前児童等の状況		検討の方向性	3～5 歳の児童数と施設定員の状況	待機児童の状況	ほぼ同じ	存在する	保育所等への転用	児童数が多い (施設数が不足)	多い	重点的に保育所等整備	児童数が少ない (施設数が過剰)	存在する	保育所等への転用	児童数が少ない (施設数が過剰)	少ない	統廃合
	H33 における就学前児童等の状況		検討の方向性																
	3～5 歳の児童数と施設定員の状況	待機児童の状況																	
	ほぼ同じ	存在する	保育所等への転用																
	児童数が多い (施設数が不足)	多い	重点的に保育所等整備																
児童数が少ない (施設数が過剰)	存在する	保育所等への転用																	
児童数が少ない (施設数が過剰)	少ない	統廃合																	
公立保育所	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所については、保育需要の状況を勘案し、ブロック毎に原則 1 箇所以上の配置を考えていく。 ただし、公立保育所が存在しないブロックについては、近隣ブロックの保育所の配置状況や、民間保育所の状況を見て検討する。 児童館などとの複合施設となっている場合には、その活用についても検討する。 																		

適正配置部会

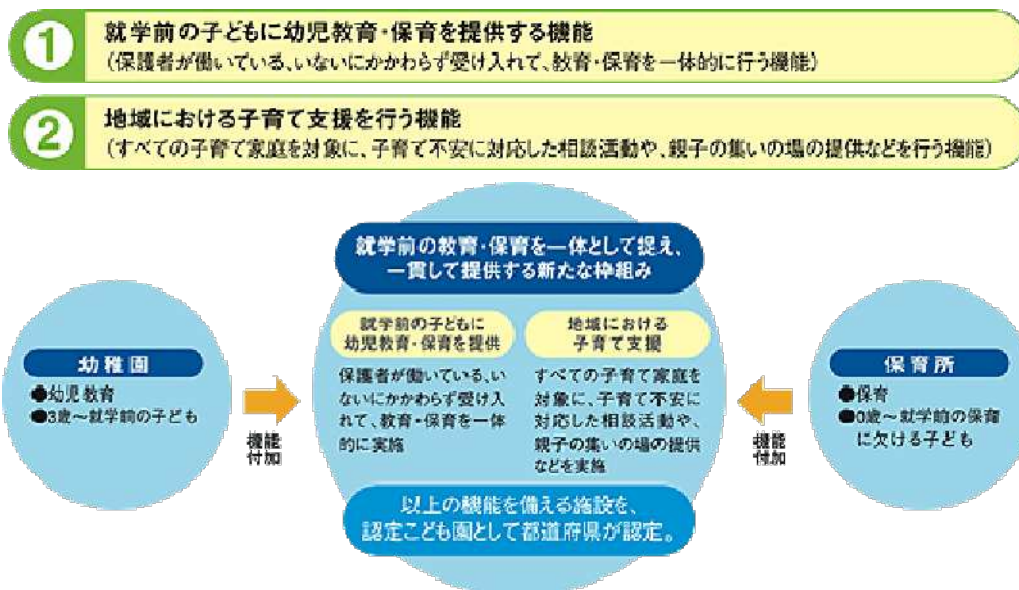
幼保一体型施設について

「子ども・子育て新システム」に関する国の動向を踏まえながら、幼保一体型施設の設置等について、ブロックの中での適正配置も考えながら、今後検討していく必要があります。

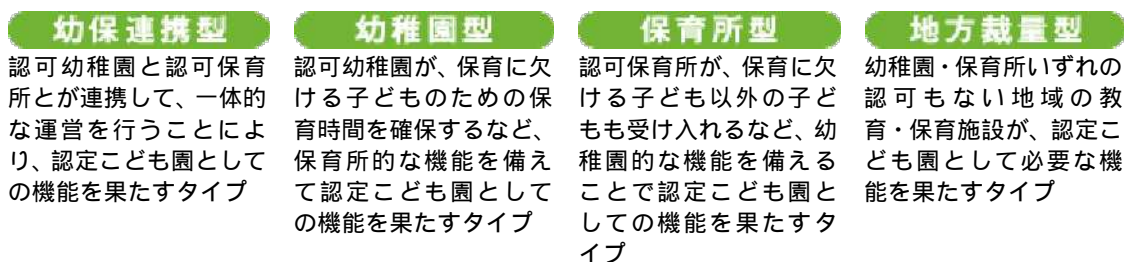
なお、制度の変わり目でもあり、その収束方法と保育の質（チェック機能）についても、今後考えていかなければならないとの意見がありました。

< 現行制度：認定こども園 >（厚生労働省・文部科学省 幼保連携推進室ホームページより引用）

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。



認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることになります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。



< 政府が検討中の制度：総合こども園 >

(平成24年2月「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」より引用)

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設する。総合こども園（仮称）の根拠法として総合こども園法（仮称）を制定する。

総合こども園（仮称）においては、

満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

総合こども園（仮称）については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置付ける。

なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園（仮称）への移行を促進する。

<総合こども園等に関するアンケート調査>

(平成24年1月・西宮市私立幼稚園連合会実施の調査結果)

総合こども園等に関するアンケート調査

総合こども園制度が実施されることになった場合

H24.2.7現在

	幼稚園回答数	全体に対する割合
(1) 総合こども園に移行しようと考えますか？		
・幼稚園として今のままのスタイルを変えるつもりはない。	11	26.2%
・補助金の額や制度を見てから決める	10	23.8%
・早めに移行する	3	7.1%
・今の段階では分からないが、将来的には変わらないといけないと思う	10	23.8%
・今の段階では、全くわからない	8	19.0%
合計	42	100.0%
(2) 総合こども園として認可を受ける場合の対象年齢はどのように定めますか？		
・3才以上が対象(満3才以上が対象)	17	45.9%
・2才以上が対象	14	37.8%
・1才以上が対象	3	8.1%
・0才以上が対象	3	8.1%
合計	37	100.0%
(3) 園児数が減ったら(空き教室がでたら)、対象年齢を下げますか？		
・3才からの対象年齢は変えない	11	27.5%
・対象年齢は変えていく可能性はある	15	37.5%
・対象年齢は下げても、2才児までである	10	25.0%
・対象年齢は下げても、1才児までである	2	5.0%
・状況によって、0才児も預かる可能性はある	2	5.0%
合計	40	100.0%
(4) 総合こども園に移行する時期についてどのようにお考えですか？	7	
・出来る限り幼稚園として運営していき、経営が行き詰まった時に考える	10	26.3%
・出来るだけ早めに移行する	5	13.2%
・待機児童が解消された時は移行できなくなるかもしれないので、今から認定こども園の申請を考える	3	7.9%
・認定こども園の申請を考える		0.0%
・未定(周りの様子を見てから決める)	20	52.6%
合計	38	100.0%
(5) 県や市から依頼があった場合、総合こども園化をしますか？		
・検討する	20	57.1%
・検討しない	1	2.9%
・するかしないかは、自園の判断でのみ決める	14	40.0%
合計	35	100.0%
(6) もし近隣の公立幼稚園が『総合こども園』あるいは『保育所』の民営化として変わろうとした場合、その経営母体として希望申請しますか？		
・検討する	12	32.4%
・検討しない	23	62.2%
・民間保育所に任せればよい		0.0%
・最後まで総合こども園・保育所化を反対する	2	5.4%
合計	37	100.0%

平成24年1月末実施 西宮市私立幼稚園連合会 理事長 出原 大

資料提供先：西宮市教育委員会・健康福祉局こども部 西宮市幼児期の教育・保育審議会で活用

複数回等もすべて含めているので、40園を超える回答数になる。

適正配置部会

認可外保育施設について

認可外保育施設は、平成 24 年 1 月現在、市内に 60 施設(内、事業所内保育施設は 17 施設。)開設されていますが、多様な保護者ニーズに柔軟に対応できるという特性があり、一部の施設では、待機児童の入所先となっている実態があります。

本市では、国基準に従い、認可外保育施設(事業所内保育施設を含む)60 施設に対する指導監査を行っています。監査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たしている(あるいは満たす見込みである)場合には、その旨の証明書を交付しています。証明書の交付を受けている施設は、43 施設中(事業所内保育施設 17 施設は交付対象外)21 施設となっています。

認可外保育施設における多様な保育ニーズへの対応状況は、次のようになっています。

一時預かり実施...45 施設

休日保育実施...14 施設

夜間保育実施... (20 時まで)9 施設

(21 時まで)6 施設

(22 時まで)2 施設

(希望あれば 24 時まで)1 施設

24 時間保育...5 施設

東京都を始め、いくつかの自治体では、認可外保育施設に対して、独自の基準を設定して認証を行う制度が、待機児童対策として導入されています。

この認証保育所制度については、待機児童解消効果がある反面、保育の質を保障するための基準設定や、待機児童が減少した時期の収束方法など、多くの課題があると考えられます。

認可外保育施設の活用については、市全体の保育の質の向上や多様な保育ニーズ(一時預かり、夜間・休日保育、病児・病後児保育など)が存在するといった視点からの検討も必要であると考えます。

なお、認証保育所制度については、ブロックでの適正配置の考え方をしっかりと固めたうえで、市内認可外保育施設の状況調査結果を読み解き、認証の基準をどう考えていくのかを議論していく必要があるとの意見があり、家庭保育所や保育ルームの取り組み状況の情報共有も含め、今後の検討が必要です。

認可外保育施設の状況調査結果について

(調査結果)

調査施設数	回答施設数	回答率
60	43	71.67%

(調査項目)

1. 貴施設における利用状況について教えてください。

(1) 平成23年度の月極め利用状況(毎月1日現在、契約ベース)を教えてください。

回答施設数	43施設	割合
定員に対する充足率(50%未満)	20施設	46.5%
定員に対する充足率(50%以上～75%未満)	14施設	32.6%
定員に対する充足率(75%以上)	9施設	20.9%

定員以上の利用がある施設は兵庫県立西宮病院内保育所1箇所のみ(103.33%)。充足率が90%以上ある施設は5施設のみとなっている。

全施設の平均充足率は、54.5%と全体的に充足率は低く、運営(経営)面で厳しい状況にあることが推測される。また、回答のあった施設の内、指導監督基準を満たしている施設(16施設)の平均充足率は54.2%となっており、必ずしも、保育の質(基準を満たしていること)と利用状況が結びついている状況ではない。

H23.4～12の全利用者合計は853人～839人～852人～863人～803人～931人～957人～1004人～1034人と推移している。

利用児童の年齢別状況は、H24.12時点で、0歳児26人(3%)、1歳児138人(16%)、2歳児221人(26%)、3歳児(23%)、4歳児(21%)、5歳児(11%)となっており、待機児童が多い3歳未満児の利用(45%)が3歳以上児の利用(55%)を下回っている。

(2) 貴施設における月極め利用の定義について教えてください。

一日あたりの保育時間

回答施設数	38施設	割合
一日あたりの保育時間が4時間未満	3施設	7.9%
一日あたりの保育時間が4時間以上～8時間未満	17施設	44.7%
一日あたりの保育時間が8時間以上	18施設	47.4%

一週間あたりの利用日数

回答施設数	39施設	割合
一週間あたりの利用日数が1日～2日	5施設	12.8%
一週間あたりの利用日数が3日～4日	12施設	30.8%
一週間あたりの保育時間が5日以上	22施設	56.4%

(3) 貴施設が利用者を選択されている理由として考えられることを教えてください。(複数回答可)

回答施設数	43施設	割合
夜間・休日保育など、認可保育所にはない保育条件	13施設	30.2%
認可保育所にはない特色のある保育内容	23施設	53.5%
その他	24施設	55.8%
分からない、特になし	3施設	7.0%

適正配置部会

認可保育所でない特色のある保育内容の具体例

- ・英会話、英語教育
- ・知育
- ・礼儀作法
- ・保護者に負担をかけない
- ・少人数制保育
- ・幼稚園との連携
- ・立腰保育
- ・毎日の園外保育
- ・リズム、体操教室

その他の具体例

- ・雰囲気
- ・急な預かりや迎え時間の遅れに柔軟に対応
- ・待機児童が利用
- ・立地場所、交通の便のよさ、部屋の広さ
- ・保育方針、手厚い保育
- ・予防接種や体調不良時の病院受診ができる
- ・保育料が安い
- ・スタッフが変わらない
- ・経営母体が安定している
- ・職場に近い

保護者が認可外保育施設を選択する理由としては、英会話やリズム、体操教室といった「認可保育所でない特色がある」と考えている施設が多い。夜間保育や休日保育などを実施している施設については、そのことを理由に挙げている。

(4) 貴施設で実施されている保育内容について教えてください。(複数回答可)

回答施設数	43施設	割合
保育所保育指針に準拠した保育を実施している。	29施設	67.4%
独自のカリキュラムによる保育を実施している。	29施設	67.4%
屋外での遊びを実施している。	41施設	95.3%

約70%の施設が保育所保育指針に準拠して保育を実施しているが、独自のカリキュラムを取り入れている施設も同じだけある。設問(3)の回答にもあるように、独自性や特色を打ち出すというのが、認可外保育施設における保育の特徴とも言える。

41施設が屋外での遊びを実施しているが、園庭を利用と回答があったのは11施設にとどまり、多くの施設は付近の遊び場を利用していると回答があった。このことから、園庭を備えている施設は少ない状況にあると推測される。

2. 一時預かりについて教えてください。

(1) 月極め利用と一時預かり利用の状況について

回答施設数	36施設	割合
月極め利用が多い。	30施設	83.3%
一時預かりが多い。	3施設	8.3%
同じくらいの利用である。	3施設	8.3%
未実施	7施設	-

(2) 利用される理由で最も多いものを教えてください

回答施設数	35施設	割合
保護者の就労	25施設	71.4%
保護者のリフレッシュ	2施設	5.7%
保護者の慶弔	0施設	0.0%
その他	8施設	22.9%

その他の理由

・保護者の通院

・兄弟の学校行事

(3)1日あたりの最大利用可能人数は

回答施設数	34施設	割合
5人未満	5施設	14.7%
5人以上～10人未満	16施設	47.1%
10人以上～15人未満	5施設	14.7%
15人以上	8施設	23.5%

(4)平成23年12月における利用状況は

実施日数

回答施設数	30施設	割合
10日未満	3施設	10.0%
10日以上～20日未満	7施設	23.3%
20日以上	20施設	66.7%

延べ利用人数

回答施設数	34施設	割合
20人未満	19施設	55.9%
20人以上～50人未満	8施設	23.5%
50人以上	7施設	20.6%

(5)仮に市が人員配置や施設の基準を満たすことを前提とした助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。

回答施設数	41施設	割合
実施する。	11施設	26.8%
基準や助成内容によって実施を検討する。	18施設	43.9%
実施しない。	12施設	29.3%

基準や助成内容によって実施を検討する。

- ・開所時間は、13時間以上必要なのか
- ・基準を満たす施設にするための助成が必要
- ・職員配置基準に達する事ができるか

- ・民間企業であるため費用対効果
- ・調理室がない。

一時預かりを利用する理由としては、保護者の就労が最も多く、リフレッシュ目的や緊急の用事による利用を大きく上回っている。1日あたりの最大利用可能人数は平均で10.7人。利用人数の平均は1.7人となっているので、充足率は約16%となっている。助成については、「基準や助成内容によって検討する」との回答が最も多かったが、「実施しない」という回答と「実施する」という回答がほぼ同数であった。

適正配置部会

3. 休日保育について教えてください。

(1)平成23年12月における利用状況は

回答施設数	実施施設数	実施率
43	8	18.6%

実施施設の状況

	A	B	C	D	E	F	G	G
実施日数	19日	3日	2日	5日	3日	11日	4日	保護者の勤務日による
利用者数	0人	7人	3人	17人	19人	63人	11人	

(2)利用される理由で最も多いものを教えてください。

回答施設数	8施設	割合
保護者の就労	7施設	87.5%
保護者のリフレッシュ	0施設	0.0%
保護者の慶弔	0施設	0.0%
その他(兄弟の用事)	1施設	12.5%

(3)仮に市が人員配置や施設の基準を満たすことを前提とした助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。

回答施設数	41施設	割合
実施する。	7施設	17.1%
基準や助成内容によって実施を検討する。	16施設	39.0%
実施しない。	18施設	43.9%

休日保育を「実施している」と回答があった8施設の内、4施設が病院内保育所となっており、利用実績の多い施設(E、F、G)も病院内保育所となっている。このことから、利用する理由としても保護者の就労という回答が最も多い。その他の施設における利用実績を見ると、全市的にはニーズが低い事業であると推測される。

助成については、「実施しない」という回答が最も多かったが、「基準や助成内容によって検討する」という回答もほぼ同数であった。

4. 病児・病後児保育について教えてください。

(1)病児の受け入れについて

回答施設数	43施設	割合
実施している。	3施設	7.0%
実施していない。	40施設	93.0%

(2)病後児の受け入れについて

回答施設数	43施設	割合
実施している。	11施設	25.6%
実施していない。	32施設	74.4%

(3) 今後、病児・病後児保育を実施する場合に必要な項目を教えてください。(複数回答可)

回答数	40施設	割合
施設面での整備	33施設	82.5%
保育士の確保	22施設	55.0%
看護師、保健士の確保	34施設	85.0%
運営に対する補助	24施設	60.0%
医療機関との連携	25施設	62.5%
その他	2施設	5.0%

その他

・実施しない

(4) 仮に市が人員配置や施設の基準を満たすことを前提とした助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。

回答施設数	41施設	割合
実施する。	3施設	7.3%
基準や助成内容によって実施を検討する。	16施設	39.0%
実施しない。	22施設	53.7%

病児保育の実施が3施設、病後児保育の実施でも11施設となっている。また、実施にあたって必要な項目についても多くの回答があることや、助成についても「実施しない」という回答が最も多いなど、施設にとっては、実施に向けたハードルが高い事業であると考えられる。

5. いわゆる「待機児童」について、教えてください。

(1) 貴施設を利用している児童の内、西宮市の認可保育所の待機児童として貴施設が把握している人数について、教えてください。

回答施設数	40施設	割合
待機児童数を把握している	24施設	60.0%
待機児童数は不明	16施設	40.0%

認可保育所の待機児童として把握している児童数

回答施設数	24施設	割合
5人未満	12施設	50.0%
5人以上～10人未満	5施設	20.8%
10人以上	7施設	29.2%

待機児童数を把握している施設(24施設)を利用している待機児童数の合計は165人(全市827人)であり、待機児童の認可外保育施設利用率は約20%となっている。

地域(小ブロック)ごとでは、利用者が多い順に、上甲子園・35人、浜脇1・34人、広田2・27人、浜脇2・26人、塩瀬・21人、大社1・12人、広田1・4人、鳴尾1・3人、大社2・3人となっている。H23.4に待機児童が多かった夙川地区()、瓦木地区()、鳴尾地区()の状況とは一致しない部分もある。

適正配置部会

(2)仮に市が人員配置や施設の基準を満たすことを前提とした、待機児童の受け入れに対する助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。

回答施設数	41施設	割合
実施する。	10施設	24.4%
基準や助成内容によって実施を検討する。	18施設	43.9%
実施しない。	13施設	31.7%

「実施しない」を選択した施設の理由(複数回答可)

ア 利用者に待機児童がない、又は、少ない。	9施設	69.2%
イ 人員配置や施設の基準を満たすためには費用がかかる。	7施設	53.8%
ウ 待機児童の受け入れに限った助成内容に魅力がない。	2施設	15.4%
エ 助成を受けることにより、事務や監査などの負担が増える。	2施設	15.4%
オ その他	2施設	15.4%

オ その他の具体的理由

- ・自宅で運営しているため、基準を満たすことができない。
- ・事業所内保育施設のため

助成については、「内容によって検討する」という回答が最も多く、「実施しない」という回答が「実施する」という回答を上回った。待機児童が10人以上いる7施設については、全て、「内容によって検討する」と回答している。

「実施しない」を選択した施設(13施設)の内7施設が「基準を満たすために費用がかかる」ことを理由に挙げていることから、施設整備等の補助制度があれば、実施を検討する施設が増える可能性はある。

6.認可外保育施設を運営する上で貴施設での課題と感じておられることについて、ご意見をお聞かせください。(3つまで回答可)

回答施設数	41施設	割合
施設の運営に関する事(経営、財務、職員の配置など)	33施設	80.5%
設備の充実に関する事(改修、備品購入など)	27施設	65.9%
児童の処遇に関する事(健診、保育計画、保育上の安心・安全を図ることなど)	18施設	43.9%
職員の育成に関する事(研修実施、資料の配布など)	9施設	22.0%
保育や児童についての各種相談に関する事(保育方法、専門機関との連携など)	7施設	17.1%
多様なニーズに応じた保育の実施に関する事(休日保育など)	11施設	26.8%
その他	2施設	4.9%

施設の運営に関する事(経営、財務、職員の配置など)についての意見

- ・職員の確保、配置
- ・契約数に変動があるため、安定した経営ができない
- ・児童の確保

設備の充実に関する事(改修、備品購入など)についての意見

- ・設備の維持管理
- ・家具や玩具など購入する費用に対する補助がほしい
- ・児童が集まらず、収入が見込めないので改修したくてもできない
- ・トイレ、手洗い場、園庭等の設備が充実していない
- ・建物の配置、構造上、基準を満たせない

児童の処遇に関する事(健診、保育計画、保育上の安心・安全を図ることなど)についての意見

- ・児童の健康診断費用が個人負担になっている
- ・保育場の安全・安心
- ・保険の費用
- ・異年齢保育の保育内容をいかに充実させるか

職員の育成に関すること(研修実施、資料の配布など)についての意見

- ・研修の実施
- ・保育計画に沿った保育を実施するうえでの指導方法
- ・福利厚生が行き届いていないので良い人材が入社してくれない

保育や児童についての各種相談に関すること(保育方法、専門機関との連携など)についての意見

- ・発達障害が疑われる子ども、保護者への対応 ・保育方法
- ・発達障害が疑われる子どもに関して専門機関と連携できれば有り難い
- 多様なニーズに応じた保育の実施に関すること(休日保育など)
- ・休日保育、夜間保育に対応することは職員の配置、人件費がかさむ等むずかしい
- ・(休日保育の実施には)園児の数が不明確で黒字運営が可能か不明
- ・個々のニーズに対してなかなか対応できない ・保育時間の延長

その他

- ・母子、父子、兄弟家庭への補助がない

7. その他、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

・助成なしでの運営は厳しいです。働くお母さんを応援したいのですが、保育料を下げるのは難しく厳しい状況です。待機児童対策の一環として、認可外保育施設にも助成があれば助かります。(なかなか基準を満たすのは、難しいですが)

・認可外保育施設において、市は保育ルームに対してのみ補助を行っておりますが、監査等を通して一定の基準をクリアしていると認められた認可外保育施設に対しても補助を行っていくようご検討くださるようお願いいたします。

・監査基準をクリアしている園だけでも待機児童が入所してきた時に一部負担して頂けたら、保護者の方も負担も減り、認可外への利用も増え、仕事復帰もしやすいと思います。こちらも春先、認可に決まる子が多く、一気に収入が減り大変困ってます。本当は、もう少し預けたいのに保育料と収入を考えたら保育日数を減らして料金を抑えている方もいらっしゃると思います。

・待機児童が認可保育所に入所できるまでの間、認可外を利用していた場合、認可外の保育料が保護者の負担にならない様に助成するという案では、保育所運営側にメリットは少なく、この助成を受けるために、さらに厳しくなる基準に適合させる目的の新たな設備投資などは不可能であります。金額は少なくとも、認可保育所と同じ様に保護者が就労する理由で預ける場合は、認可への希望がなくても助成するという事も考慮願います。当園の最大の課題点としては、1年間の児童数の変動が大きく、また、年によってもまちまちで安定した経営が難しい。その為、職員に対して給与、福利厚生面で良い対策ができず安定した人材が確保できない。認可保育所と同じ様に安定した児童数が確保できると設備等も含めて充実した保育ができます。

・今回の基準は「他都市の例」とされておりました。西宮市の認可外としての基準を出して頂ければ、より具体的に返答しやすいと思います。同じ西宮市の子どもたちを預かる者として“認可”“認可外”という隔たりをなくして頂けることを希望いたします。

・4月にはほぼ全員認可に行き運営は非常に難しい。何らかの補助が受けれるのであれば、早く西宮市独自の基準を作って頂き、その基準を満たすよう努力したい。

・これだけ待機児童が多く、認可外施設での受け入れがあるのに、施設や利用者に助成がないのは、疑問です。人員配置や基準を満たす施設にのみ助成するというのではなく、もっと柔軟な対応を希望します。

・当園では英語保育を実施しているため、どこまで対応できるか分かりませんが、条件次第で実施を前向きに検討していきたいと思っています。

・私たちは独自性を重要視しますので助成により、余計な労力や気遣いを避けたいので、しぼりのきつい内容は望みません。あくまで親の希望と当園の方針がマッチすることが前提ですから自園の方針を曲げてまでの助成は望みません。

・保護者の方たちのニーズが多様になってきているので、出来る限り応えていきたいと思いますが、財務的なことや環境整備などでなかなか難しい点があります。

・本来であれば、市が責任を負うべき子どもを民間が赤字を出して預かるという状況になっております。そのしわ寄せは子どもへ、両親の金銭的負担へ、保育士の待遇低下につながります。当園の場合であれば、園児一人につき毎月10万円くらいの費用が掛かる計算になります。認可に入れず、またはニーズが合わず無認可に通わざるを得ない子供も「西宮市民」です。無認可に通う子どもについても認可に通う子どもと同じ額の税金投入があつてしかるべきと考えます。

適正配置部会

・認可外保育施設に申し込みに来られるお子様は、0～3歳がほとんどです。助成するにあたって0～3歳の子どもに対して手厚くされたらどうでしょうか。あらゆる基準に対して、当園では対応していこうと考えておりますが、認可外保育施設が健全経営していけるような助成基準をお願いいたします。

・企業内保育施設であるため、職員以外の子どもについて預かりをしておりません。そのため調査対象にあてはまらない部分が多いので記入できない設問があります。

総 評

今回の調査結果とは別に、指導監査における状況(指導監督基準を満たしている施設数や監査の指摘状況)から、現状では、東京都の認証基準を満たすことができる施設は非常に少ないと思われる。

また、調査結果では、認証制度の導入については、「内容によって検討する」「実施しない」という回答が約75%となっており、運営者の意向としては、認証制度に対する要望が高いとは言えない。

他にも、認証制度の導入にあたっては、基準を満たすための施設・人的整備に対する助成が必要となることや既存の施設だけでなく、新規開設を促す制度にしなければ、待機児童対策の効果が上がらないことが分かった。

一時預かりや休日保育など、多様な保育事業に対する助成についても、全体で、「実施する」という回答が約17%にとどまり、「内容によって検討する」が約41%、「実施しない」が約42%という結果となった。

各施設の意向としては、基準を設定した上での助成ではなく、同じ西宮市のこどもが通う施設として、運営に対する助成を要望する意見が多く見られた。(このことは、指導監査の場でも各施設から訴えられている。)

今後、認可外保育施設の活用を検討していく上では、現在、認可外保育施設へ入所している児童の環境を向上させることを先ず考える必要があり、そのことについて求められる環境の基準の検討や、そのことを実現させるために必要な制度の検討を行う必要があると考える。

(4) 今後の審議について

これまで確認をしてきた本市における幼児期の教育・保育の理念や幼稚園・保育所の歴史、またそれらを踏まえた公・私の協働を念頭に、地域ブロックにおける将来の児童数や施設数、経済的な効率性等も踏まえ、機能の配置について検討していく必要があります。

また、審議を進めるに際しては、「待機児童の解消」「多様な保育ニーズへの対応」「DV・虐待など福祉的ニーズへの対応」「特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援」「研修・研究機能」といった諸課題や機能の担い方について、審議を深める必要があります。

1. 地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）【諮問項目2】
 - ・児童数の将来推計や機能の配置等を踏まえた、基本的な方針について検討する。
2. 保育所の待機児童解消に向けた方策について【諮問項目3】
 - ・上記1.に関連して、待機児童の現状と将来推計を踏まえた施策のあり方について、既存施設の活用などを含め検討する。